さいたま市教組新聞

編集・発行/
さいたま市
教職員組合
〒330-0843
さいたま市大宮区
吉敷町4-93-5
大宮教育会館2F
TEL 641-6763
FAX 648-3567
2016.12.19(月)
No. 228

昇給に格差をつける！

人事評価による生涯賃金の差は1500万円、退職金・年金等でもっと差がつくおそれ

実質的な差別賃金導入

人事評価に関して、市当局は人事評価を賃金に反映させるという重大な提案をしています。教育現場は「協働の場」という原則が壊され、競い合いが横行する殺伐とした職場になる恐れがあります。これは到底容認できるものではありません。市教組は差別賃金導入に強く反対します。

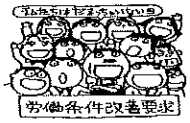

12月9日、教育委員会と人事評価に関わる交渉を行いました。来年度からの自己評価シートと給料への反映方法が示されました。今年度までのシートに能力評価が加えられるとの提案でした。

＊　＊

能力評価は、授業、生徒指導、報告連絡相談、チームワークなどの項目に対し、3段階の自己評価と管理職による評価を点数化し、一人一人の総合得点でランクが決められます。S、A、B、C、Dの5段階です。

このうちのS、Aランクで全体の上位15％の者には、2号給加算（つまり6号給昇給）が行われます。（次の4月に給料の号給が6号アップします。）

15％に入れないA，Bランクは4号給の昇給、Cランクは2号給昇給、Dは昇給なしとなります。

＊　＊

これまで、私たちには、14号の特別昇給がありました。教員の仕事は協働で行われるものであり、昇給に格差をつけるべきではないとの考えから、誰もが、普通に仕事をしていれば何年か毎に特別昇給を受けることができるようになっていたのです。（この昇給分が14号ありました。）

今度の税源移譲を機会に、市は、この14号給分を原資に、「頑張った人」を多く昇給させる制度を作ろうとしています。

＊　＊

これまでの制度が昇給や手当に格差を持ち込まなかったのは、教育の成果は、共に働く者の協働の成果であり、一部の者が独占するものではないという考えがあったからです。

市教委は、すでに成績主義による賃金格差がつけられている市職員と同じにするためだけに、「学校の教育力を高める」と言いながら、教育現場に給料格差をつける制度を導入しようとしています。

＊　＊

私たちさいたま市教職員組合は、教育の協働性を破壊するこの制度導入に強く反対するものです。

また、この制度で、毎年6号昇給する人と4号給（普通）の人の生涯賃金の格差は給与で1000万、ボーナスで500万になります。基本給によって決まる退職金や年金でさらにその格差は広がります。（市教組試算）

生涯賃金におけるこれだけの差に市教委も「問題がある」との認識を示しました。しかし、市教委は、「そのような格差が出ないように、評価者である校長先生によく話します。」というようなんの保証もない回答しかしませんでした。

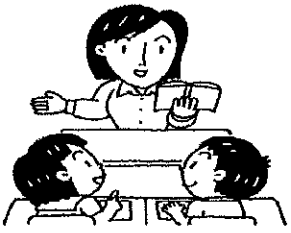

私たちは、問題だと認識するのであれば、格差是正に実行力のある対策を講ずるよう強く求めました。

この他にも、勤勉手当にも同様の格差を作り出す制度提案がなされました。これにも同様に見直しを求めました。（詳しい説明は紙面は省きます。）

＊　＊

また、来年度給与への今年度の評価結果の反映についても提案が行われました。

県の制度を元に作られた自己評価結果を5ランクに振り分け、上位15％に2号加算するという案が提示されたのです。

自己申告シート作成時には知らされなかった方法で昇給が変わってしまうことは、大きな問題があります。ゴール地点も知らされず走らされ、途中からゴールが示されるようなものです。

「評価結果を昇給に反映させるということは知らせていた。」と市教委は主張していましたが、どのように反映させるかによって、自己申告シートの書き方は変わるものです。反映のさせ方をこの時期まで遅らせておいて、許される主張ではありません。

＊　＊

このままの実施では、職員の理解が得られないこと、不満が残ることは間違いありません。今回の給与への反映は見送るよう要求しました。

今後も教育現場の協働性を守るために声を挙げていきます。みなさんのご支援をよろしくお願いします。

ボーナスカンパを集めています。ご協力をお願いします。あなたも、組合員になってください！共に闘いましょう。

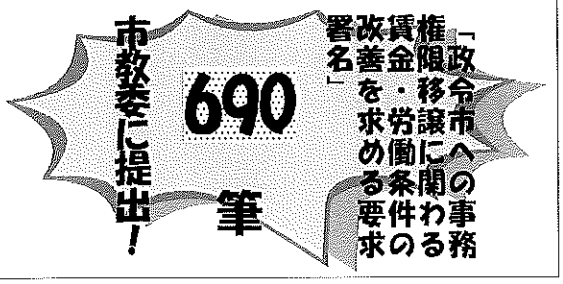

一学期より皆さんに取り組んでいただいた「政令市への事務権限移譲に関わる賃金・労働条件の改善を求める要求署名」は、多くの職場で取り組まれ、700筆近く集まりました。

少しでも働きやすい職場になってほしいという皆さんの切実な声の表れではないかと思います。この切実な願いを市当局にしっかり伝え、この声を背景に市との交渉に臨みたいと思っています。署名に賛同していただいた皆さんに感謝します。